

様式第 1 号別紙 1

移住支援金の交付に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び水俣市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに水俣市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で水俣市から転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ）：全額
  - (4) 熊本県が過年度に実施した起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に水俣市から転出した場合：半額